

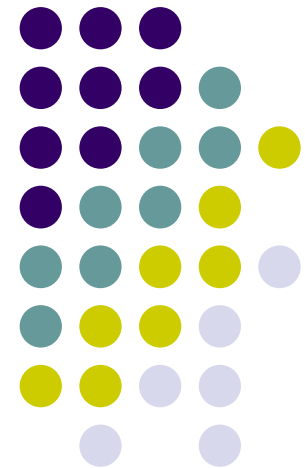
木原委員提出資料

第 2 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 2 2 年 4 月 1 日)

建築基準法等の 見直しについて

2010.04.01

社団法人 日本建築構造技術者協会
会長 木原 碩美



0. 見直しに関する基本スタンス



1) 改正建築基準法、建築士法は建築物の安全・安心に概ね有効

改正の建築基準法は2007年に、建築士法は2008年に施行されたが、これらの施行により、1950年制定以来の社会発展に伴い、建築物が大規模化・多機能高度化していて制度疲労を起こしていた、構造技術基準、確認審査制度、建築士資格制度を改善できたことは、建築物の安全・安心を増進する上で有効であったと評価できる。

2) 過度の厳格さが原因の国民負担等に関しては見直しが必要

短期間での法制度改正であったため、関係者への周知徹底が不十分で混乱をまねいたが、この点は既に解消しており、現時点では

- ①国民に過剰負担となる改正の過度の厳格さを、安全・安心が確保できる範囲で、適正なものに引き戻すこと
- ②今一度全体を対象として、改正時に不足した議論を補い、法制度や規定の過不足を見直した改正を行う

ことが肝要である、と考える。

1.構造計算適合性判定制度の対象範囲



1.1 構造設計一級建築士の活用により、適合性判定を軽減

1) 適判制度と構造一級資格制度制定の経緯

構造設計の専門家として構造設計一級建築士(以後 構造一級という)が位置付けられ、一定規模以上の建築物の構造設計には、その資格者の関与が義務付けられた。

この資格制度に先立ち、確認審査の一貫として、比較的高度な技術者により構造設計の審査を行う構造計算適合性判定(以後 適判という)制度が施行された。この二つの制度は、期待と機能が二重になっている。

2) 構造一級資格者の有効活用

国民の負担軽減を目的として、適判審査に際し構造一級資格者を活用する制度を採用すべきである。

具体的には、特殊建築物(共同住宅を含み不特定多数のものが利用する建築物)を除く一般の建築物の場合で、構造一級資格者が関与したものは、**建築主の同意がある場合**、適判への設計図書提出はするが適判審査を簡略化できる制度とする。ただし、安全・安心の実効を確保するため、提出された設計図書に対して**後追い抽出審査**を行い、違反があれば厳罰(資格剥奪、工事中止命令等)とする仕組みと一体で運用する必要がある。

2. 建築確認審査に係る法定期間



2.1 確認と適判との並行審査等について

1) 並行審査の是非について

並行審査は審査期間を短縮するために有効な手段と考える。

ただし、審査は、消防、建築計画、構造、設備のいずれかで内容の補正があった場合、他の部門審査に影響を及ぼすことも多いと思われる。審査が部門間で錯綜しない仕組みが是非とも必要である。この仕組みについては、委員会により検討中のようにあり、その成果に期待する。

ところで、並行審査とするか従来のような順次審査とするかに関して、申込者（通常は設計者が手続きの代行を行う）に選択権を与えてはどうか。

2) 審査の法定期間について

審査の法定期間は、4号建築物の場合現行の7日以内、その他の建築物の場合現在検討されている「70日までの延長特例のない35日以内」、が妥当だと考える。

2.2 大臣認定の法定期間

現在、確認審査に法定期間が定められているが、超高層などの1号建築物の場合性能評価が完了した後大臣認定が完了するまでの期間に関して定めがない。超高層ビルなど大型の建築物の着工が滞ることによる経済その他の損失が大きいことを鑑み、期間の定めを設けるべきである。

3. 厳罰化



1) 違反に対する厳罰化の是非

確認審査等の簡素化と一体で、一旦違反があった建築の関係者に厳罰を科すのは止むを得ない、と考える。その厳罰内容は、現行の規定で適切であり、厳正適用でよいと考える。

なお、現在のように、全ての項目に亘って審査・検査する制度は、善良なる建築主および設計・施工資格者にとっては負担が過重である。これでは性悪説に基づく制度といわざるを得ない。また、国民の経済的負担もさることながら、健全なる社会の構築にとっても有害であると思われる。

審査等を簡素化し、しかし違反者には厳罰を、というのが中庸の制度である。

2) 取締り強化のみにとどまらず広範囲な施策を

厳罰化と一体で簡素化を進めた上で、国は国民に対し「建築物が社会的な資産であり、その担い手は国民である」という啓蒙を積極的に行うとともに、建築関係者の人材育成や報酬問題を含む業務環境整備（報酬基準告示第15号の遵守推進）などの社会制度の充実により、違反の土壌を摘み取ることに力を注ぐべきである。

4. その他

4.1 大臣認定プログラム制度を廃止する

1) 制度の経緯と不具合

今回改正で建築基準法第20条に認定プログラムによる構造計算が、政令・告示で詳細に定められた構造計算と同列に位置づけられ、審査期間が短縮される優遇措置が与えられている。

しかしながら、認定プログラムであるか否かに関わらず、構造計算は計算ソフトの適用範囲内で構造体を適切にモデル化した内容を入力して始めて適切な運用ができるものである。認定があっても法令の精神や工学を熟知せずして運用ができるものではない。構造安全性の根本を規定した法20条における、プログラムの特別な優遇を伴う重い位置付けは、「プログラムに入力さえできれば構造設計ができる」、「審査を蔑ろにして良い」等の錯覚を与え、偽装事件の一つの温床となった事象を拡大助長するものである。

2) 認定プログラムの欠陥が原因となった損害の責任

プログラムは大量のプロセスからなるもので、認定のものといえども、欠陥(バグ)を避け得ないものである。したがって、本来であれば、認定の範囲は計算のアルゴリズム範囲内であるべきであるが、現状ではプロセスそのものまで認定し確認審査で審査対象外としている。これを踏まれば現行制度では、認定プログラムのバグに伴う建築物の欠陥責任は大臣にも及ぶと考えるのが妥当な解釈ではないだろうか。



4.2 技術基準の見直しなど

1) 改正技術基準の見直し委員会の設置

改正により技術基準の明確化は、ほぼ目的が達成された。しかし、検討が短期間であったため、現時点で、この技術基準の見直しが必要である。この検討会と同時進行で審議・検討する委員会を設置すべきである。主なる検討項目は下記となる。

- a) 政令各種構造仕様規定部分の適用除外項目の見直し
 - i .鉄筋の定着長の矛盾、ii .RC造柱の長柱制限-----等々
- b) 工学的に無意味な法令の廃止あるいは見直し
 - i .限界耐力計算告示の表層地盤増幅値設定における精算式適用条件
 - ii .過半の地震力を耐力壁が負担する場合の独立柱の耐力割増
 - iii .併用構造の場合の地震力設定における延べ面積制限-----等々

2) 技術革新の阻害要因となっている法令の改善

技術の進歩を阻害しないため、画期的な構造方法等の新技術に対して適用の道を確保する制度が有効でなければならない。現在、基準法第68条の26に「構造方法の認定」の規定があるが、性能評価に先立ち性能評価機関に審査方法を明示した「業務方法書」が必要との条文があるため、制度が有名無実となっている。これこそ、画期的技術に対して、性能評価と個別の新技術に応じて定める業務方法書作成の並行作業を許容すべきである。



3)技術基準の枠を拡大し多様な設計を許容する

設計の多様化・高度化に迅速に対応する仕組みとして、法令としての技術基準改正の他に、周知の事実となった技術的知見を、法令同等と位置付け設計に採用できる制度を早く実行しなければならない。これには、改正時に議論となっていた、「学会等の規準類を審査の上、技術的助言で位置付ける方法」がある。



4.3 構造計算方法を棟別を選択し、個別建物の審査を可能とする

エキスパンションジョイントを介して、大規模建築物と小規模建築物が隣接し、それらが一の建築物とみなされる場合、現在の規定は、

- a) 2号および3号建築物の場合、それぞれの規模に応じた計算方法が採用できるが審査は一の建築物としての号数に応じ、適判の要否が決まる。
- b) 一の建築物が1号建築物(超高層建築等)の場合は、計算方法を含めて審査は性能評価機関が行い、大臣認定が必要。-----となっている。

この規定は、複数棟が同時に建設される場合は特段の問題がないが、大きな建物に隣接し、小さな建物を増築する場合に大きな障害となっている。

例えばaのケースで増築する棟が3号の規模でも適判審査が必要であり、bのケースは小屋を増築しても、性能評価機関の審査と大臣認定が必要となっている。

これら増築の場合の構造審査は、増築部分の規模で計算方法を選択できるのは勿論のこと、審査機関も増築部の規模・内容で仕分け、1号建築物の場合は、認定内容の変更届け程度でよしとする制度とすべきである。



4.4 耐震診断には、設計する場合と同等の資格を義務付ける

現在、耐震診断業務は、建築士法でいう設計の範囲外とされ、資格の有無が問われていない。このため、未熟な者が行い、稚拙かつ不十分な診断結果となる場合が少なからずあり、建築主の困惑や耐震化推進の障害の原因となっている。

耐震診断は、経年劣化をも加味して他者の設計を評価・判断する業務となるため、新築の場合の設計よりも高度な技術的能力が必要である。士法の解釈として、補強設計のみ設計行為とされているが、補強設計は診断の見立てに基づき行うものであるから、「診断」も設計行為である。耐震診断にも、その建物を新築で設計する場合と同等以上の資格者の関与を義務付けるべきである。

4.5 増築、改修の場合の構造関係規定遡及適用の見直し



建築基準法は新築建物を主体とした規定であるため、既存建物の活用について障害となることが多い。一棟の場合で、床面積がわずかに増加するような改修においても、現行法の遡及適用が必要となるため実質的に改修が不可能となっている。また、別棟として既存部床面積の1/2超の増築を行う場合においても同様である。

この現状は、建築物の長期間に亘る有効活用の障害となっている。構造に関しては全面的に遡及しなくとも(仕様規定を満たさずとも)耐震改修・耐震診断などにより耐震性能が一定のレベルにあることを確認できれば、増築面積が1/2以下か否かを問わず、建築が可能となるようにすべきである。

4.6 資格更新講習の頻度と内容の見直し

構造設計一級建築士資格者は一級建築士でもあるため、3年ごとに両方の更新講習受講が義務付けられているが、効用に比べ負担が重い。見直すべきである。

例えば、構造一級資格者の場合、構造一級の更新講習受講時に一級講習テキストの配布を受け、それを自己責任で自習することを義務付ける方法としてはどうか。